

河川内の樹木を伐採して持ち帰りたい人募集！

～河川法第 25 条を適用した公募型採取の試行実施～

「淀川河川公募型樹木採取試行募集要領」

1. 目的

河川敷地内に繁茂する樹木は、洪水時の水の流れの妨げになるだけでなく、流木となって堤防や護岸などの河川管理施設に損傷等を与える可能性があり、河川を適正に維持管理する上での課題となっています。また、河川巡視の際の視線が遮られ、河川敷にゴミが不法投棄される一因にもなっています。

このため、国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所（以下「淀川河川事務所」という。）では順次、河川敷地内樹木の伐採作業を進めていますが、コスト縮減や木材資源の有効活用（薪ストーブ燃料、DIY 材料、チップ材など）を図るための試みとして、河川敷地内樹木の採取を希望する事業者（企業・団体）や個人等の公募を行うものです。

2. 公募対象者

企業、団体、個人（任意のグループや仲間を含む）のどなたでもご応募いただけます。

（注）下記 5. 7）応募参加資格をご確認ください。

3. 採取樹木の取り扱い

採取樹木の用途については定めません。採取許可を受けた方が伐採・搬出した樹木は、薪やチップ、炭焼き等、ご自由に活用ください。

また、採取許可を受けた方の責任において、転売、加工販売するなど、営利目的での活用についても制限いたしません。

4. 費用の負担

伐採、搬出（積込、運搬）に要する費用、労力等は、全て採取許可を受けた方の負担とし、伐採した樹木は無償で持ち帰りいただけます。

5. 応募概要

1) 応募から採取までの流れ

河川敷地内樹木の採取を希望される方は、この「淀川河川公募型樹木採取試行募集要領」により応募書類を提出してください。

なお、応募に当たっては、事前に現地状況を確認し、採取予定期間等、必要事項を記入のうえ応募してください。提出された応募書類に基づき、参加資格の確認など審査を行います。審査結果については応募者へ通知を行います。

樹木採取者として通知を受けた者は、河川法第 25 条に基づく許可申請手続きにより許可を受けた後、樹木を伐採・集積・搬出することが可能となります。

（河川法については、P.13 をご参照ください。）

2) 募集期間

令和8年9月17日(木)～令和8年10月15日(木)

(注) 応募書類は、持ち込み、郵送、FAX又はメールにより、令和8年10月15日(木) 17時までに、下記8)②(2)の担当課に必ず到着するようにしてください。

3) 樹木採取の場所

樹木採取の場所は、下記の河川敷地を予定しております。詳細は、別紙経路図をご確認ください。

A. 柴島地区

大阪府大阪市東淀川区柴島地先(淀川右岸10.2k～10.8k付近)

約13,000m²

B. 一津屋地区

大阪府摂津市一津屋地先(淀川右岸16.3k～16.6k付近)

約 9,000m²

C. 三島江地区

大阪府高槻市三島江地先(淀川右岸23.6k～23.8k付近)

約 2,100m²

D. 前島地区

大阪府高槻市前島地先(淀川右岸29.8k+50～30.2k付近)

約 9,800m²

E. 背割堤地区

京都府八幡市背割堤地先(宇治川左岸35.8k～37.0k付近)

約35,000m²

F. 平尾地区

京都府木津川市山城町平尾地先(木津川右岸19.8k+20～20.2k付近)

約18,000m²

G. 嵯峨柳田町地区

京都府京都市右京区嵯峨柳田町地先(桂川左岸16.5k～17.0k付近)

約24,000m²

※樹木採取可能場所までは、作業車で近づくことができます。

※採取許可の範囲内に生えている樹木は、原則全て伐採してください。

※幹の伐採は地面より15cm以下で行ってください。

※伐採した枝や葉、幹は全て持ち帰ってください。

※根株は、抜いて持ち帰る必要はありません。

4) 樹木の採取期間

令和8年12月8日(火)から令和9年6月30日(水)まで

(注) 土曜日及び日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)以外の日の8時30分から17時00分まで

5) 樹木の種類

主に落葉広葉樹(アキニレ・センダン・ヤナギなど)

6) 樹木採取料

河川法第25条の許可を受けた者に対して河川法第32条の規定により、大阪府もしくは京都府が採取料を徴収することがありますが、今回の「淀川河川公募型樹木等採取試行」では、採取料は徴収されません。

7) 応募参加資格

以下のいずれにも該当しない者であること。

① 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者。

② 公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71

条の規定に該当するとして、近畿地方整備局長から指名停止等を受けている者。
(予算決算及び会計令については、P.13をご参照ください。)

- ③ 公募期間中において会社更正法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。
- ④ 直近1年間の税を滞納している者。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者。
- ⑥ 淀川河川事務所長が参加不相当と判断する者。
- ⑦ その他の欠格事項

次の要件に該当した場合は、審査の対象から除外します。

- ① 提出書類の必要事項に記載がない場合あるいは必要な書類が添付されていない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 期間内に必要な書類等が提出されなかった場合
- ④ 提出書類への質問に対して回答が得られなかった場合
- ⑤ その他不正行為があったと認められる場合

8) 応募方法

応募については、別紙の応募(申請)様式__〔別紙-1~3〕に以下の内容を記入のうえ、5.2)の募集期間内に下記②(1)のいずれかの方法で下記②(2)の担当課に提出してください。

また、手続において使用する言語は日本語に限るものとする。

① 応募様式に記載する内容

- (1) 応募者の住所、氏名(法人の場合は代表者名)
- (2) 採取樹木の使用目的
- (3) 採取に係る作業の計画
 - (ア) 採取希望場所
 - (イ) 必要な樹木採取量
 - (ウ) 採取の方法・採取予定期間
 - (エ) 作業実施者の連絡先
 - (オ) 安全対策等実施方法

② 提出方法、担当課

(1) 提出方法

- (ア) 持参 大阪府枚方市新町2丁目2-10
 - (イ) 郵送 〒573-1191 大阪府枚方市新町2丁目2-10
 - (ウ) FAX 072-841-3443
 - (エ) メール kkr-ke-kanri01@mlit.go.jp
- (注) 上記(イ)で提出の場合は、簡易書留等の記録が残る方法で提出してください。(ウ)及び(エ)で提出の場合は、送信後に担当課へ電話にて着信の確認を行ってください。

(2) 担当課

- (ア) 淀川河川事務所 管理課
電話番号 072-843-2861(代表)
- (イ) 受付持参及び着信確認は、土曜日及び日曜日、国民の祝日以外の日の8時30分から17時00分までです。

③ 質問書の提出

募集要領に関する質問を受け付けます。

質問事項を質問書__〔様式-質問〕にご記入のうえ、上記②(1)のいずれかの方法で、上記②(2)の担当課に提出してください。回答は募集期間内に淀川河川事務所ホームページ

ージで行います。なお、提出の際には、上記②（１）注）に記載のとおり着信確認を行ってください。

質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当と判断したものについては、質問及び回答を公表せず、個別に回答する場合があります。

質問書の提出期限は、[令和8年10月1日（木）17時](#)です。

9) 審査方法の概要

① 審査方法

(1) 提出された応募書類について審査を行った後、採取者を決定します。

(2) 審査にあたっての必要な情報の収集、履行確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリングを実施する場合があります。

(3) 採取者の審査方法は、次に掲げる項目によるものとします。

(ア) 採取の方法

(イ) 採取の期間

(ウ) 安全対策

(エ) 枝葉の処理

なお、同一の採取場所で決定した採取者が複数の場合で、希望採取量合計が予定採取量を上回る場合には、均等割により採取量を決定します。なお、**個々の採取場所について指定することはできません。**

② スケジュール

別紙「[参考] 手続きの流れ」をご確認ください。

10) 採取者審査結果の通知日時

審査結果については、[令和8年10月28日（水）](#)頃をめやすとして、全ての応募者へメールにて通知します。審査結果について、不服申し立ては認められません。

11) 河川法の許可手続き

① 本公募の決定通知を受けた者は、速やかに次の（１）～（７）の関係書類を添えて、以下の申請機関に河川法第25条の規定に基づく樹木伐採の申請を行い、許可を受けるものとします。

(1) 河川占用許可申請書応募（申請）様式__（甲）〔乙の3〕

(2) 伐採作業計画書〔様式-3〕

(3) 事業概要書

(4) 位置図 * 2

(5) 平面図 * 2

(6) 河川現況写真 * 2

(7) 搬出経路を明示した図面 * 2

※1 申請書の提出部数は正本1部とします。

※2 * 2の書類については淀川河川事務所で準備します。

【申請機関】

A. 柴島地区 大阪府大阪市東淀川区柴島地先（淀川右岸10.2k～10.8k付近）

B. 一津屋地区 大阪府摂津市一津屋地先（淀川右岸16.3k～16.6k付近）

淀川河川事務所 毛馬出張所

住所： 大阪府大阪市北区長柄東3-3-25

電話： 06-6351-2580

申請受付専用メールアドレス：kkrraa-yodogawa@mlit.go.jp

C. 三島江地区 大阪府高槻市三島江地先（淀川右岸23.6k～23.8k付近）

D. 前島地区 大阪府高槻市前島地先（淀川右岸29.8k+50～30.2k付近）

淀川河川事務所 高槻出張所

住所： 大阪府高槻市大塚町4-28-1

電話： 072-675-0822

申請受付専用メールアドレス：kkrraa-yodogawa@mlit.go.jp

E. 背割堤地区 京都府八幡市背割堤地先（宇治川左岸35.8k～37.0k付近）

淀川河川事務所 伏見出張所

住所： 京都府京都市伏見区葎島金井戸町官有地

電話： 075-611-2281

申請受付専用メールアドレス：kkrraa-yodogawa@mlit.go.jp

F. 平尾地区 京都府木津川市山城町平尾地先（木津川右岸19.8k+20～20.2k付近）

淀川河川事務所 木津川出張所

住所： 京都府京田辺市田辺針ヶ池23

電話： 0774-62-0075

申請受付専用メールアドレス：kkrraa-yodogawa@mlit.go.jp

G. 嵯峨柳田町地区 京都府京都市右京区嵯峨柳田町地先（桂川左岸16.5k～17.0k付近）

淀川河川事務所 桂川出張所

住所： 京都府京都市西京区桂浅原町174

電話： 075-381-4667

申請受付専用メールアドレス：kkrraa-yodogawa@mlit.go.jp

（注）提出方法は、持参、郵送、メールとします。持参の場合の受付は、土曜日及び日曜日、国民の祝日以外の日の8時30分から17時00分までとします。

② 申請書の提出期限は、令和8年11月12日（木）17時とします。

特別の理由なく、この期間に申請を行わない場合は、採取者の決定を取り消すことがあります。

③ 河川法第25条の許可をするにあたり予定している主な条件の内容

- (1) この許可に係る採取に着手しようとするときには、あらかじめ当局淀川河川事務所（A柴島地区、B一津屋地区においては）毛馬出張所長、（C三島江地区、D前島地区においては）高槻出張所長、（E背割堤地区においては）伏見出張所長、（F平尾地区においては）木津川出張所長、（G嵯峨柳田町地区においては）桂川出張所長（以下「出張所長」という。）に届け出て、〔乙の3〕6. 採取の期間（以下、「第6項の期間」という。）内における作業工程について承認を受けること。
- (2) この許可に係る採取を完了したときは、速やかに出張所長に届け出て検査を受けること。
- (3) 第6項の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、第6項の期間内であっても、採取量が許可の数量に達したときは、この許可は効力を失うものとする。
- (4) 次に掲げる場合は、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。
 - (ア) 許可の際の住所氏名を変更したとき。
 - (イ) 第6項の期間内に、この許可に係る採取量に満たないで採取を取りやめたとき。
 - (ウ) 天災その他やむを得ない理由によって採取できないとき。
 - (エ) 他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかったとき、又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失ったとき。
- (5) 常に不時の出水に対処できる準備を行い、機材等が流出しないよう注意し、特に出水の恐れのあるときは、堤外にある工作物、機材等を堤内に搬出すること。
- (6) 採取時間は、土曜日及び日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）以外の日の8時30分から17時00分までとする。
- (7) 現地での採取作業中は、この許可に係る許可書を携帯しておくこと。
- (8) この許可に係る採取又は運搬のために河川内へ車両で進入する際には、採取許可を受けていることが判別できるよう、郵送した許可証（プレート）を車の目立つ場所に掲示しておくこと。
- (9) 採取箇所においては使用機材等の整理整頓に努めること。
- (10) 伐採した枝や葉、幹は、原則全て現地に残さないよう回収して速やかに河川区域外へ搬出すること。不要となった場合は、適切に処分すること。
- (11) 幹の伐採は地面より15cm以下で行うこと。なお、根株については存置しても良い。
- (12) 河川内での枝等の焼却、焚き火をしてはならない。
- (13) 採取許可を受けた隣接地において、他に採取許可を受けた者が作業する場合がある。隣接許可者がいる場合は、作業に際して、相互連絡調整を密に行うこと。
- (14) この許可に係る採取又は運搬のため、採取場所への既存の河川内通路及び坂路を使用することができるが、安全対策については出張所長の指示に従うとともに「安全管理については、この許可を受けた者の責任」であることを認識すること。
- (15) 運搬に使用する公道及び河川内通路及び坂路等は、常に管理上支障のない状態に保つこと。
- (16) この許可に係る採取又は運搬により、河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局淀川河川事務所長に届け出ること。また、講ず

べき措置等について、出張所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。

- (17) この許可に係る採取又は運搬により、第三者に損害を与えることがないように万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
- (18) この許可に係る採取又は運搬への行政機関または周辺住民からの意見・苦情に対して、この許可を受けた者は真摯に対応すること。
- (19) 河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障については、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
- (20) この許可を受けた者またはその構成者に、不誠実な行為があったと河川管理者が判断した場合には、この許可を取り消すことがある。
- (21) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。
- (22) 出張所長がこの許可に係る採取の状況について報告を求めたときには、許可を受けた者は速やかに報告すること。また、この許可に係る採取の状況について立ち入り調査を求めたときには、許可を受けた者はこれに協力すること。
- (23) その他詳細については、出張所長と相談の上、決定するものとする。

12) その他

- ・大雨等により、河川内での作業が危険と判断した場合は、作業中止をして頂くことがあります。
- ・応募者は、伐採の実施が困難となった場合は、いつでも取り下げの申し出が可能です。なお、取り下げの申し出をしないまま伐採を実施されなかった場合は、次回に応募されても無効とさせていただきます。また、申請の期間内に作業が完了しない場合は、打ち切りとする場合があります。
- ・採取許可を通知した以後において、採取許可を受けた者に河川管理上好ましくない行為があった場合には、許可を取り消す場合があります。その際には原状回復等の措置を求める場合があります。また伐採のためにそれまでに生じた費用は採取許可を受けた者の負担とします。
- ・災害の発生等の諸事情により、公募手続の進行状況に関わらず、試行を中止する場合があります。その際に損害が生じたとの申し出については受付いたしません。
- ・伐採された樹木については、盗難に遭っても一切責任は負いません。
- ・今後の広報資料等として活用するため、出張所職員または河川巡視員が作業状況の写真撮影を行う場合がありますので、ご協力願います。
- ・今回の公募は試行的な取り組みであることから、完了後にアンケートを予定していますので、ご協力ください。
- ・河川区域内にテント等の仮設物の設置や重機の存置等を許可無く行うことを禁止します。これらが作業上必要な場合は、別途一時占用許可申請が必要です。

以上

◆ 応募(申請)様式 ◆

上記 5. 8) の応募様式については、以下、(別紙－1) 及び (別紙－2)、(別紙－3) のとおりです。

上記 5. 11) の河川法の許可手続きに必要な申請様式については、以下、(甲) 及び (乙の3) のとおりです。

どちらも「淀川河川公募型樹木採取試行募集要領」(PDF ファイル)とともに、様式のみ Word 及び PDF ファイルをホームページに公開していますので、お使いください。

申請書類の提出時には、「申請書に添付する参考資料」(必要なものを選択)の添付も忘れないでください。具体的には、位置図、平面図、河川現況写真、進入路(搬出経路)、事業概要書の添付が必要です。

なお、本様式を紙でご入手されたい場合、本様式に基づいて紙でご応募(ご申請)されたい場合には、「淀川河川公募型樹木採取試行募集要領」(PDF ファイル)3 ページの「5. 8) ②(2) 担当課」に掲げている担当課へご相談ください。

(別紙－１)

樹木採取申し込み書

令和 年 月 日

淀川河川事務所長 殿

申込者 住所

氏名

「淀川河川公募型樹木採取試行募集要領」の内容について確認し了承しましたので、
別紙のとおり河川敷地内樹木の採取へ申し込みます。

(連絡先)

担当者名：

電話番号：

メールアドレス：

(別紙一2)

(河川の産出物の採取)

1. 河 川 の 名 称

淀川水系

☐淀川 ☐宇治川 ☐木津川 ☐桂川

2. 採 取 の 目 的

☐個人利用(薪ストーブの燃料、DIY 材料、シイタケのほだ木 等)

☐販売

☐その他 ()

3. 採 取 の 場 所

淀川水系

☐A. 柴島地区 大阪府大阪市東淀川区柴島地先(淀川右岸 10.2k~10.8k 付近)

☐B. 一津屋地区 大阪府摂津市一津屋地先(淀川右岸 16.3k~16.6k 付近)

☐C. 三島江地区 大阪府高槻市三島江地先(淀川右岸 23.6k~23.8k 付近)

☐D. 前島地区 大阪府高槻市前島地先(淀川右岸 29.8k+50~30.2k 付近)

☐E. 背割堤地区 京都府八幡市背割堤地先(宇治川左岸 35.8k~37.0k 付近)

☐F. 平尾地区 京都府木津川市山城町平尾地先(木津川右岸 19.8k+20~20.2k 付近)

☐G. 嵯峨柳田町地区 京都府京都市右京区嵯峨柳田町地先(桂川左岸 16.5k~17.0k 付近)

4. 河川の産出物の種類及び数量

種類 落葉広葉樹(アキニレ・センダン・ヤナギなど) 数量 約 _____m²

5. 採 取 の 方 法

(伐採) ☐チェーンソー ☐のこぎり ☐その他 ()

一日 あたり _____人で実施予定

(搬出) ☐トラック ☐軽トラック ☐普通乗用車(自家用車) ☐その他 ()

一日 のべ _____台で搬出予定

6. 採 取 の 予 定 期 間

令和 _____年 _____月 _____日 ~ 令和 _____年 _____月 _____日 (のうち _____日間)

【記入要領】

- | | |
|-------------|--|
| 1. 河川の名称 | 当てはまるものに☑。 |
| 2. 採取の目的 | 当てはまるものに☑。その他は自由記述欄に内容記入。 |
| 3. 採取の場所 | 当てはまるものに☑。 |
| 4. 河川の産出物の… | 面積は、おおよその希望面積を記入。 |
| 5. 採取の方法 | (伐採) 当てはまるものに☑。その他は自由記述欄に内容記入。
(搬出) 当てはまるものに☑。その他は自由記述欄に内容記入。
搬出に使用する車両を1日同時に最大何台入れる予定であるかを記入。 |
| 6. 採取の予定期間 | 採取作業にかかる予定の期間、日数を記入。 |

(別紙一三)

伐採作業計画書

【作業の実施についての事項の確認】

1. 作業実施方法について
 2. 安全対策等（作業完了時の簡易な清掃整理整頓を含む）実施方法について
 3. 緊急連絡先（作業実施者の連絡先含む）について
 4. 枝葉の処理について
☐ 自宅で活用（園芸等）
☐ その他（ ）
- ☐ 一般廃棄物（生ゴミ）として処分

【応募（申請）資格についての確認】 （あてはまるもの全てに☑を記入）

- ☐過去 3 年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為であった者ではない。
- ☐予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条又は第 71 条の規定に該当するとして、近畿地方整備局長の指名停止等を受けている者ではない。
- ☐会社更正法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。
- ☐直近 1 年間の税を滞納している者ではない。
- ☐警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として国土交通省発注工事等から排除要請があり、該当状態が継続している者ではない。

以上

(甲)

許 可 申 請 書

令和 年 月 日

近畿地方整備局長 殿

申請者 住所

氏名

別紙のとおり河川法第25条の許可を申請します。

(連絡先)

担当者名：

電話番号：

メールアドレス：

(乙の3)

(河川の産出物の採取)

1. 河 川 の 名 称

淀川水系

☐淀川 ☐宇治川 ☐木津川 ☐桂川

2. 採 取 の 目 的

☐個人利用(薪ストーブの燃料、DIY 材料、シイタケのほだ木等)

☐販売

☐その他 ()

3. 採取の場所及び採取する土地の面積

淀川水系

☐A. 柴島地区 大阪府大阪市東淀川区柴島地先(淀川右岸 10.2k~10.8k 付近) 約 _____m²

☐B. 一津屋地区 大阪府摂津市一津屋地先(淀川右岸 16.3k~16.6k 付近) 約 _____m²

☐C. 三島江地区 大阪府高槻市三島江地先(淀川右岸 23.6k~23.8k 付近) 約 _____m²

☐D. 前島地区 大阪府高槻市前島地先(淀川右岸 29.8k+50~30.2k 付近) 約 _____m²

☐E. 背割堤地区 京都府八幡市背割堤地先(宇治川左岸 35.8k~37.0k 付近) 約 _____m²

☐F. 平尾地区 京都府木津川市山城町平尾地先(木津川右岸 19.8k+20~20.2k 付近)

約 _____m²

☐G. 嵯峨柳田町地区 京都府京都市右京区嵯峨柳田町地先(桂川左岸 16.5k~17.0k 付近)

約 _____m²

4. 河川の産出物の種類及び数量

種類 落葉広葉樹(アキニレ・センダン・ヤナギなど) 数量 約 _____m²

5. 採 取 の 方 法

(伐採) ☐チェーンソー ☐のこぎり ☐その他 ()

(搬出) ☐トラック ☐軽トラック ☐普通乗用車(自家用車) ☐その他 ()

一日 のべ _____台

6. 採 取 の 期 間

令和 _____年 _____月 _____日 ~ 令和 _____年 _____月 _____日 (のうち _____日間)

申請書に添付する参考資料

- | | |
|---|-------------|
| ☐ 事業概要書 | ※申請者が法人の場合 |
| ☐ 位置図 | ※淀川河川事務所で準備 |
| ☐ 平面図 | ※淀川河川事務所で準備 |
| ☐ 河川現況写真 | ※淀川河川事務所で準備 |
| ☐ 進入路（搬出経路）を明示した図面 | ※淀川河川事務所で準備 |

関係法令

予算決算及び会計令

第70条（一般競争に参加させることができない者）

契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

第71条（一般競争に参加させないことができる者）

契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

河川法

第25条（土石等の採取の許可）

河川区域内の土地において土石（砂を含む。以下同じ。）を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

第32条（流水占用料等の徴収等）

都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録を受けた者から、流水占用料、土地占用料、土石採取料その他の河川産出物採取料を徴収することができる。

(別紙－４)

着 手 届

令和 年 月 日

国土交通省 近畿地方整備局
淀川河川事務所 出張所長 殿

住 所
氏 名

連絡先
担当者
電 話

令和 年 月 日の国近整淀占調河占 号で許可を受けました 河川の産出物の採取については、下記のとおり着手致しますので 許可条件（ ）の規定に基づきお届けします。

記

1. 河川の名称 淀川 水系 川

2. 目 的

3. 場 所

(岸 km + m)

4. 採取の期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

5. 着手年月日 令和 年 月 日

6. そ の 他 施 工 者：
現 場 責 任 者：
連絡先（電話）：
添付書類 工程表、位置図、許可書（写し）
車止め鍵貸与 有り・無し

(別紙-4 記載例)

着 手 届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通省 近畿地方整備局
淀川河川事務所 〇〇出張所長 殿

住 所 注1) 許可書と同じ住所氏名
氏 名
連絡先
担当者
電 話

注2)

令和〇〇年〇〇月〇〇日付の国近整淀占調河占第〇〇〇号で許可を受けました 河川の産出物の採取については、下記のとおり着手致しますので 許可条件 (〇) の規定に基づきお届けします。

注3)

記

1. 河川の名称 淀川 水系 〇川 ※許可書の河川名称を記入
2. 目 的 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ※許可書の目的を記入
3. 場 所 〇〇府県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番一〇 ※許可書の場所を記入
(〇岸 〇〇km + 〇〇〇m)
4. 採取の期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日 から 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ※許可工期記入
5. 着手年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ※着手する年月日を記入
6. そ の 他 施 工 者:〇〇〇建設(株)
現 場 責 任 者:〇〇 〇〇
連絡先(電話):〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (携帯電話)
添付書類 工程表、位置図、許可書(写し)
※工程表は着手年月日から記入(完了検査欄と日数を記入すること)
車止め鍵貸与 有り・無し

(記入要領)

注1) 法人である場合はその法人の事務所所在地及びその名称及び代表者を記入すること。

注2) 許可書(同意書)の年月日及び許可番号を記入すること。

注3) 許可書(同意書)附された届出の根拠条件を記入すること。

※ ピンクの部分は申請者が記入

(別紙－５)

完 了 届

令和 年 月 日

国土交通省 近畿地方整備局
淀川河川事務所 出張所長 殿

住 所
氏 名

連絡先
担当者
電 話

令和 年 月 日付け国近整淀占調河占第 号で許可を受けました 河川の産出物の採取については、下記のとおり完了致しますので 許可条件 () の規定に基づき完了検査をお願いします。

記

1. 河川の名称 淀川 水系 川

2. 目 的

3. 場 所

(左岸 km + m 付近)

4. 採取の期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

5. 完了年月日 令和 年 月 日

6. そ の 他 添付書類

工程表・位置図・許可時の平面図・写真、許可書（写し）

(別紙-5 記載例)

完 了 届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通省 近畿地方整備局
淀川河川事務所 〇〇出張所長 殿

住 所 注1) 許可書と同じ住所氏名
氏 名

連絡先
担当者
電 話

注2)

令和〇〇年〇〇月〇〇日付の国近整淀占調河占第〇〇〇号で許可を受けました河川の産出物の採取については、下記のとおり完了致しますので 許可条件 (〇) の規定に基づき完了検査をお願いします。

注3)

記

1. 河川の名称 淀川 水系 〇川 ※許可書の河川名称を記入
2. 目 的 〇〇〇〇〇〇〇〇 ※許可書の目的を記入
3. 場 所 〇〇府県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番一〇 ※許可書の場所を記入
(〇岸 〇〇km + 〇〇〇m)
4. 採取の期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日 から 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ※許可工期記入
5. 完了年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ※完了の年月日を記入
6. そ の 他 添付書類
工程表・位置図・許可時の平面図・写真、許可書 (写し)

※工程表は着手届け年月日から完了まで記入(完了検査欄と日数を記入すること)

(記入要領)

注1) 法人である場合はその法人の事務所所在地及びその名称及び代表者を記入すること。

注2) 許可書 (同意書) の年月日及び許可番号を記入すること。

注3) 許可書 (同意書) 附された届出の根拠条件を記入すること。

※ ピンクの部分は申請者が記入